

第5回香南市農業委員会議事録（令和2年5月）

1. 開催日時 令和2年6月2日（火） 午前9時52分から午前10時58分

2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール

3. 出席委員（37人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（18人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、14番乾 祐司、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員 15番水田 恭二（推進委員）

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 14番石丸 典男 15番松村 一恵

（3）議 事

議案第1号	農業振興地域整備計画の変更（前期）について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明について
議案第5号	農地法第18条の規定による合意解約について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他の件	①農地のあっせん申出について ②引き続き農業経営を行っている旨の証明について ③農業者年金加入推進部長の選任について

6. 委員以外の出席者	農業委員会事務局長	中邑 彰彦
	農業委員会事務局主任	宇田道太郎
	農業委員会事務局主事	刈谷 弘法
	農林水産課係長	寺田 大介

7. 会議の概要

議長 ただいまから、第5回の香南市農業委員会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の終息がみえない不安な日々ではありますが、爽やかな風に揺れる青田の早苗、収穫の始まった早堀甘藷の鮮やかな紅色、青空をさっそうと飛び交うツバメ達、川辺の紫陽花が開花し、蛍が飛ぶ自然界のいつもと変わらぬ営みに、心癒され励まされます。この田園風景を大切に守っていかうではありませんか。お忙しい中、ご出席ご苦勞様でございます。

本日は、農業振興地域の除外申請の審議がございしますが、その前に、本日の出席委員の報告を願います。

(開会 9 時 5 2 分)

事務局 本日の出席委員は19名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、欠席の連絡がありましたのは15番推進委員です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。14番石丸委員、15番松村委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたします。

本日は農振の除外審議のための現地確認がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バスでの現地確認を自粛しましたので、よろしくお願いいたします。

議長 議案第1号農業振興地域整備計画の変更(前期)についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)により整理番号1番の案件につきましてを先に審議します。18番委員は退席してください。

それでは農林水産課より説明を願います。

農林水産課 資料の2ページをお願いします。

除外後の用途は太陽光発電事業用地となっております。野市青少年センターの北西部に位置しております。農地区分はその他の第2種農地に該当します。変更面積は2筆合計で1,432㎡となっております。土地利用面積が1,000㎡を超えておりますので、香南市土地環境保全条例に該当するため、担当課とも現地確認をおこなっております。除外の5要件もすべて満たしており問題はないと思います。隣接地の同意書も提出されております。3ページは公図の写し、4ページは事業計画図を添付していますので、ご確認をお願いします。

議長 1件、農林水産課より説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

1 番 電力会社との契約は結ばれていますか。

農林水産課 はい、資料の方は出てきております。

議長 他に質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、採決に入ります。
除外案件、整理番号1番1件、承認される方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、承認することとします。
18番委員に入室するように言ってください。

議長 引き続きまして、残りの案件につきまして農林水産課より説明を願います。

農林水産課 今回、農用地区域からの除外が15件、用途変更が1件の合計16件となっております。1ページ目の全体の位置図ですが訂正があります。夜須町国光の13番を14番に訂正、その右上の羽尾の14番を15番に訂正をお願いします。13番につきましては夜須町坪井の行間団地のあたりになります。申し訳ありませんが訂正をお願いします。除外は15件の内、野市町が10件、香我美町が1件、夜須町が4件です。用途変更は野市町となっております。

それでは説明させていただきます。5ページをお願いします。整理番号2番になります。除外後の用途は一戸建の住宅地、現地は野市青少年センター西側の県道沿いにありまして、農地区分はその他の第2種農地に該当します。変更面積は384㎡の内250.45㎡、除外の5要件もすべて満たしておりますので問題はないと思います。6ページは土地利用計画図、7ページは公図の写しになりますので、ご確認をお願いします。

なお、公図の方は全て囲んでおりますが一部ですので訂正をお願いします。

それでは8ページをお願いします。整理番号3番になります。除外後の用途は集合住宅地、農地区分は野市駅から850m以内、香南市役所本庁から800m以内にあるため第2種農地に該当します。変更面積は2,119㎡になっており、市の土地環境保全条例に該当するため担当課とも現地確認を行いました。除外の5要件も全て満たしており問題ないと思います。排水の同意につきましては現在取得中であります。9ページは土地利用計画図となっております。

続きまして10ページをお願いします。整理番号4番になります。除外後の用途は駐車場、農地区分は野市駅から850m以内、香南市役所本庁から800m以内にあるため第2種農地に該当します。変更面積は287㎡、除外の5要件も全て満たしており問題ないと思います。排水同意書も提出済みであります。11ページは土地利用計画図となっております。

続きまして12ページをお願いします。整理番号5番になります。除外後の用途は建売分譲住宅地5戸分、農地区分は野市駅から850m以内にあるため第2種農地に該当します。変更面積は1,205㎡で土地環境保全条例に該当するため担当課と現地確認を行っております。除外の5要件も全て満たしており問題ないと思います。隣接地の同意及び排水同意書も提出済みであります。13ページは土地利用計画図となっております。

続きまして14ページをお願いします。整理番号6番になります。除外後の用途は駐車場、第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しております。変更面積は380㎡の内154.20㎡、除外の5要件も全て満たしております。15ページ

ジは土地利用計画図となっております。

続きまして16ページをお願いします。整理番号7番になります。除外後の用途は集合住宅地、農地区分は野市駅から850m以内にあるため第2種農地に該当します。変更面積は2,156㎡になっており、市の土地環境保全条例に該当するため担当課とも現地確認を行いました。除外の5要件も全て満たしております。なお、隣接地同意書、排水の同意書につきましては現在取得中であります。17ページは土地利用計画図となっております。

続きまして18ページをお願いします。整理番号8番になります。除外後の用途は一戸建住宅地、第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当します。変更面積は435㎡、除外の5要件も全て満たしております。隣接地同意書、排水の同意書も提出されております。19ページは土地利用計画図となっております。

続きまして20ページをお願いします。整理番号9番になります。除外後の用途は一戸建住宅地、農地区分はその他の第2種農地に該当しており、変更面積は961㎡の内294.14㎡、除外の5要件も全て満たしております。隣接地同意書も提出されておりますので問題ないと思います。21ページは土地利用計画図となっております。

続きまして22ページをお願いします。整理番号10番になります。除外後の用途は一戸建住宅地、農地区分は第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当します。変更面積は1,533㎡の内372.97㎡、除外の5要件も全て満たしておりますので問題ないと思います。隣接地同意書は現在取得中であるとのことですので。23ページは公図、24ページは土地利用計画図となっております。

続きまして25ページをお願いします。整理番号11番になります。除外後の用途は霊園及び緑地、農地区分については現在農業委員会事務局を通じて県に確認中であります。変更面積は合計で1,960㎡になっており、市の土地環境保全条例に該当するため担当課とも現地確認を行いました。除外の5要件も全て満たしており、隣接地の同意書も提出されております。

なお、排水の同意につきましては9月に開催される改良区の理事会で同意をもらう予定ということで説明がありました。26ページは位置図、27ページは土地利用計画図となっております。

続きまして28ページをお願いします。整理番号12番になります。除外後の用途は一戸建住宅地、農地区分はその他の第2種農地に該当します。変更面積は437㎡、除外の5要件も全て満たしており、隣接地の同意書も提出されております。29ページは土地利用計画図となっております。

続きまして30ページをお願いします。整理番号13番になります。昨年協議いただきました市が建設を予定してます児童福祉施設用地について事業用地の一つ追加するものです。除外後の用途は児童福祉施設用地、農地区分はその他の第2種農地に該当します。変更面積は72㎡、除外の5要件も全て満たしており、隣接地の同意書も提出されております。31ページは公図、32ページは土地利用計画図となっております。

続きまして整理番号14番、除外後の用途は携帯電話基地局となっております。農地区分はその他の第2種農地に該当します。変更面積は555㎡の内17.50㎡、除外の5要件も全て満たしております。34ページは公図、35ページは土地利用計画図となっております。

除外の最後、整理番号15番、こちらも除外後の用途は携帯電話基地局となっております。農地区分はその他の第1種農地に該当します。変更面積は882㎡の内20㎡、除外の5要件も全て満たしております。37ページは公図、38ページは土地利用計画図となっております。

39ページをお願いします。用途変更軽微な変更です。変更後の用途は農業用倉庫、変更面積は868㎡の内72㎡、40ページは土地利用計画図となっております。なお、41ページ以降は一覧表となっております。説明は以上となります。

議長 農林水産課の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

17番 11番ですけど、改良区の同意が9月にもらう予定になってますけど、こういう場合は条件付きで賛成するのか、まだ同意がもらえてない状況で審議する場合には、どういうふうに判断したらよいですか。

農林水産課 コロナウィルス感染症の影響で通常開かれる予定の理事会が開催されていないという事で、9月頃には開催できるであろうと改良区から話があったということで、それに合わせて同意書をいただくという事で聞いておりますけど、それなしで審議するかどうかにつきましては農業委員会でどう審議されるかということになると思います。

議長 他に質問はございませんか。

12番 関連してですが、9月まで待たずに工事はしてもかまわないのか。同意書がないが、ここは前にも工事したことがあるところだが、できますか。

農林水産課 除外は県の許可もおりてませんし、その後の転用の手続きもあると思いますので、工事につきましては、すべての許可がおりてからという事で申出書にも許可がおり次第とりかかると記載がございます。

議長 他に質問はございませんか。

12番 7番ですが、先程説明がありましたが周辺はすべて田ですか。

農林水産課 16ページで南側は大きな水路があり、西側及び北側はハウス、道路隔てて東側も農地となっています。

12番 田の中に住宅ができるようだが、許可に関してはどうか、優良農地ではないかと。

農林水産課 説明させていただきましたけど、農地区分については野市駅から850m以内で第2種農地になっています。

1番 水路と道路の南側は昨年除外していたと思いますが。

事務局 補足ですが、7番の南側は面積が4,500㎡程だったと思いますけれども、最近転用申請が出てきて、皆様にも現地を確認していただいたところです。先月末に転用と開発の許可がおりています。

議長 他に質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、採決に入ります。
本日、申請協議のありました農業振興地域の除外及び用途変更等案件について、お諮りします。
本案件について、承認される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、本案件はすべて承認されました。。

議長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは事務局より説明を願います。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号22番の説明を致します。

申請地は夜須町出口字木ノ下527番外3筆、地目は田、面積は2,530㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号22番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば3番農業委員さんお願いします。

3番 問題はありません。

事務局 続きまして、受付番号23番の説明を致します。

申請地は夜須町出口字中ノ内533番外1筆、地目は畑と田、面積は605㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。譲受人は先程と同じ方です。受付番号23番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば3番農業委員さんお願いします。

3番 問題はないと思います。

事務局 続きまして、受付番号24番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字上大江2551番1、地目は田、面積は1,309㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号24番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7 番 事務局の説明どおりで問題はないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 25 番、26 番も譲受人が同じなので一括して説明を致します。

申請地は香我美町山北字フヨウ 997 番 2 外 2 筆、地目は田、面積は 1,642 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。

受付番号 26 番につきまして、申請地は香我美町山北字四坊之丸 985 番 2、地目は田、面積は 374 m²、譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は同じく売買となっています。お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 7 番農業委員さんお願いします。

7 番 この土地につきましては、耕作放棄地になっておりました。昔は水田でしたが沼地のような土地で泡立ち草も生えて困っておりました。そこを野菜を作っている方が果樹をどうしても作ってみたかったという事で、3 分の 2 は果樹に変わっております。あと 3 分の 1 は放棄地のようになっていますが、年をおうごとに果樹に変えてきており問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 27 番の説明を致します。

申請地は野市町母代寺字米ノ内 1 番外 2 筆、地目は田、面積は 1,566 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号 27 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 16 番農業委員さんお願いします。

16 番 特に問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。

3 条 6 件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規程による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして受付番号 4 番の説明を致します。

申請地は、香我美町下分字庵免 438 番 6、地目は田、面積は 355 m²です。

位置図及び配置図は 1 ページから 4 ページ、現況写真は 1 ページ・2 ページをご覧ください。

申請地は香南市役所香我美庁舎から南へ約 2 2 0 m に位置し、自己用一般住宅 1 棟の建築を行うものです。

周囲の状況は、北は香南市道を挟み宅地、西は宅地、南は雑種地、東は県道を挟み宅地および 3 3 4 2 番の同意の無い田ですが、現況写真の 2 ページの写真③のように、県道の幅員が約 9 m あり、かつ申請地はこの田の北西に位置するため、営農に影響は無いと判断します。

農地の区分としては、「香南市役所香我美庁舎から概ね 3 0 0 m 以内にある農地」で、第 3 種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、位置図および配置図の 3 ページのとおり、東側県道の高さに合わせて最大 4 8 cm の盛土を行います。位置図および配置図の 2 ページの土地利用計画図のように、車両進入箇所はコンクリート、玄関アプローチは砂利敷きで整地し、西側及び南側には高さ約 5 0 cm の擁壁を設置する計画です。

また、東側県道から進入する計画であり、県道敷地内の道路面より低い箇所については盛土を行いますが、盛土の工事が可能である旨は高知県中央東土木事務所と協議済みです。

排水につきましては、位置図および配置図 4 ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側の 4 3 8 番 1 の雑種地および、その南側の 4 3 8 番 5 の田内に埋設する排水管を経由して、南側の現況水路となっている赤線へ排水します。雨水も生活雑排水と同様の経路で南側の赤線へ排水します。

また、排水管につきましては、東側県道の境界より約 2 0 cm 西側、深さ 2 9 cm の位置に埋設するため、4 3 8 番 5 の田の営農には影響ないと判断します。

排水に関しては地元の同意と土地改良区の同意を得ており、現況水路となっている赤線への排水管の接続についても香南市住宅管財課より許可済みです。また、4 3 8 番 1 の雑種地および 4 3 8 番 5 の田それぞれの所有者より排水管埋設に関する承諾も得ております。

補足説明があれば 8 番農業委員さんお願いします。

8 番 説明どおりで、別に問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号 5 番の説明を致します。

申請地は、野市町兎田字別当丸 4 0 6 番 2、地目は田、面積は 2 2 1 m²です。

位置図及び配置図は 5 ページから 7 ページ、現況写真は 3 ページ・4 ページをご覧ください。

申請地は中山田集落センターの北約 2 0 0 m に位置し、自己用住宅を建築するものです。

周囲の状況は、西は譲渡人名義の田、南は青線を挟み譲渡人名義の田、北は同意のある田、東は赤線を挟み同意のある畑、南東は香南市道を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、1 0 ha 以上の集団農地で第 1 種農地に該当しますが、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、切土・盛土は無く、整地のみで、碎石敷き、一部コンクリート敷きとする計画です。

排水につきましては、位置図および配置図 7 ページのとおり、生活雑排水は申請地東側の香南市道内を通してその先の排水管へ接続し農業集落排水で処理しま

す。農業集落排水への接続が可能である旨は香南市上下水道課と協議済みです。雨水は東側の市道側溝へ排水し、市道への排水管接続については香南市建設課の許可済みです。なお、排水に関しては地元の同意を得ております。

補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。

1番 写真では分筆しているように見えますが、1筆分の申請です。別に問題はありません。

事務局 続きまして受付番号6番の説明を致します。
申請地は、野市町東野字ツノ丸1115番5、地目は田、面積は330㎡です。
位置図及び配置図は8ページ・9ページ、現況写真は5ページ・6ページをご覧ください。

申請地は高知県東部自動車道のいちインターより北東約260m、馬袋北公民館の西対面に位置し、貸人所有の農地を借り受けて、貸人の子である借人が自己用住宅を建築するものです。

周囲の状況は、西と南は貸人名義の田、北は香南市道を挟み貸人名義の田および同意のある田、東は香南市道を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、「のいちインターチェンジから概ね300m以内にある農地」で、第3種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、約20cm盛土し、周囲をコンクリート擁壁で囲む計画です。整地計画につきましては、位置図及び配置図9ページのように駐車・駐輪スペースは土間コンクリート仕上げとし、それ以外は碎石敷き及び芝敷きとする計画です。

排水につきましては、位置図及び配置図9ページに示した排水経路のとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の市道を挟んだ既設水路へ排水し、雨水は東側の既設水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、計画に伴う北側市道への排水管の敷設については香南市建設課の許可済みです。なお、東側水路への雨水排水管接続については、既存の側溝開口を使用するため水路の工事等は発生しません。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 説明どおりでありますし、後継者住宅でもありますので問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

12番 受付番号4、5、6の参考事項のところの、自己用一般住宅の建築、個人住宅の建築、自己住宅建築と変わった用語を使っているが、何か意味はありますか。

事務局 特にありません。申請者の記載してきた内容で書いています。内容自体は同じ意味です。

12番 何か意味があるのかと思いました。

議長 他に質問はありませんか。

- 議長 ないようでしたら採決に入ります。
 5条3件、許可に同意される方は挙手願います。
- 議長 全員挙手ということで、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。
- 議長 続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題といたします。
 事務局より説明を願います。
- 事務局 受付番号16番の説明を致します。
 申請地は、野市町下井字ムノ丸722番、地目は畑、面積は29㎡です。
 位置図は10ページ、現況写真は7ページをご覧ください。
 申請地は、昭和32年月日不詳に農作業場を建築し現在に至っております。
 補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。
- 14番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 事務局 続きまして受付番号17番の説明を致します。
 申請地は、野市町東野字子ノ丸2066番、地目は畑、面積は92㎡です。
 位置図は11ページ、現況写真は8ページをご覧ください。
 申請地は、申請者の父が高齢のため40年以上前から耕作を放棄し、竹林化して現在に至っております。
 補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。
- 13番 説明どおりで問題ないと思います。
- 事務局 続きまして受付番号18番の説明を致します。
 申請地は、野市町西野字ヨノ丸2397番2、地目は田、面積は115㎡です。
 位置図は12ページ、現況写真は9ページをご覧ください。
 申請地は、昭和56年に南側隣地へ自身の居宅を建築した際に整地を行い、進入路として使用しており、その後、平成元年頃に舗装して現在に至っております。
 補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。
- 18番 説明どおりで問題ないと思います。
- 事務局 続きまして受付番号19番の説明を致します。
 申請地は、夜須町西山字明見山531番1、地目は畑、面積は362㎡です。
 位置図は13ページ、現況写真は10ページをご覧ください。
 申請地は、隣接する南側の宅地と共に昭和50年頃に倉庫を建築し現在に至っております。
 補足説明があれば3番農業委員さんお願いします。
- 3番 申請人の親が建築したものでありまして、問題ないと思います。
- 事務局 続きまして受付番号20番の説明を致します。

申請地は、野市町東佐古字東野 2 2 1 番 3、地目は田、面積は 2 3 1 m²です。
位置図は 1 4 ページ、現況写真は 1 1 ページをご覧ください。

申請地は、昭和 5 8 年より申請者の父が農業用倉庫を建築しておりましたが、
取り壊した跡地の一部を自家用車の駐車場とし、その他に軽トラック・農機具置
場、農業資材保管用プレハブ物置を設置して使用し、現在に至っております。

補足説明があれば 1 5 番農業委員さんお願いします。

1 5 番 事務局の説明で問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決に入ります。
非農地証明 5 件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第 5 号農地法第 1 8 条の規程による合意解約についてを議題
といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 4 番の説明を致します。
申請地は夜須町西山字赤井 3 3 3 番。地目は田、面積 1,6 0 8 m²。こちらにつ
きましては、当初賃借人がレンタルハウス事業を予定しておりましたが、中止す
るという事での解約です。後の耕作者は決まっております。

受付番号 1 5 番と 1 6 番は関連していますので一括して説明を致します。

申請地は野市町西野字ルノ丸 1 5 6 8 番 1。地目は田、面積 1,3 2 1 m²。こち
らについては中間管理事業により賃貸借をしておりましたが、賃借人が当該農地
の地域における経営規模を縮小するために解約となりました。後は新しい耕作者
が水田協議会の方で受委託契約を締結予定でありますので、引き続き耕作はされ
る予定です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第 1 8 条による合意解約について 3 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりにして承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたで
しょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条

第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について、利用権の設定21件、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について5件ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について①農地のあっせん申出について事務局より説明をお願いします。

事務局 貸し付けが1件ありましたが、以前から作っていた方が引き続き耕作するという事で取り下げになっています。売り渡し1件につきましては場所が香我美町中西川で何年か前までは耕作者がいましたが、放棄地になっています。地主は野市町で元々農業をされてなく相続で所有された方で売渡を希望されております。担当地区の農業委員、推進委員さん中心にご協力をお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について、発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 続きまして、②引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 1件提出がありまして、相続税の納税猶予を継続して受けるために農地が適切に耕作しているか調査を行っております。該当農地はすべて適切に耕作をされており、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行しております。

議長 説明が終わりました。この件について、発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 続きまして、③農業者年金加入推進部長の選任について、事務局より説明をお願いします。

事務局 毎年選任して報告することになっています。去年は石丸委員と村上推進委員にお願いをしておりました。今年の選任についてお諮りをしたいと思いますので、よろしく願います。

議長 説明が終わりました。この件について、発言のある方はお願いします。

(継続して選任の意見あり)

議長 続けてやってもらいたいという発言がございました。

1 4 番 推進するにあたって何かないと、周りにくい部分がありますが、資料とか提案があればお願いしたいですが。

事務局 年金の推進につきまして部長を選任して任せっきりのところがあります。農業者年金のパンフレットを各農業委員さん含め2冊くらいお渡しして各地区で配ってもらうような事も考えています。誰という事はないですが、できれば若い方に。また、パンフレット等準備をさせていただきますので、推進部長さんを中心に活動をよろしくお願いします。

1 4 番 40歳までの加入なら、補助金がおけるということで、基本的に国民年金に入っていないと加入できないので、できるだけ若い方に推進していったらと思います。

議長 皆様が推していますがいかがでしょうか。

1 4 番 後を若い方に任せれるように指導していきたいと思います。

議長 両名再任という事でよろしくお願いします。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

1 2 番 5条とかの説明の中で集落に接続したとありますが、それは何件くらいのこと
推進委員 でしょうか。

事務局 県の判断基準としましては60m以内に1件、更にその60m以内にもう1件の2件以上で集落接続という考え方です。

議長 他にございませんか。

議長 他にないようでしたら、以上で第5の香南市農業委員会を終了したいと思います。

なお、次回の農業委員会は、7月1日(水)午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

(閉会 10時58分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長